

## 就業体験（インターンシップ）学生の受入れに関する運用方針

（制定 令和4年8月1日）

### （目的）

1. この運用方針は、大学（大学院を含む）・専門学校等からの就業体験（インターンシップ）を希望する学生について、当所の業務に支障のない範囲において受入れるため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （受入時期）

2. 受入れは8月4週目、5週目もしくは、9月1週目の当所が指定する日程で行うが、当所のスケジュールなどにより、受入れができない場合がある。

### （受入人数）

3. 受入人数の総数は、5名程度とする。ただし、1校につき、2名以内とする。

### （受入資格）

4. 当所で受入れる学生の資格は次のとおりとする。

- （1）現に学校に在籍し、学校側でその人物について保証できる学生であること
- （2）事故の際などの補償を学校側で行えること
- （3）学校等の単位取得を目的とせず、就業体験を通じ、学識を高め、職場や社会について学ぼうとする熱意を持っていること
- （4）職場における協調性があり、指導を遵守できること
- （5）当所での就業体験に支障のない健康状態であること

### （実習期間）

5. 実習の期間は、1日間とする。

### （実習内容）

6. 実習の内容は、当所が実施する業務の中から当所の状況とスケジュールに基づいて当所で決定する。

### （申込み）

7. 就業体験を希望する者は、学校等（教務担当者、担当教員）または本人から、「参加申

込書」(当所様式)を、当所が指定する日までに、当所総務会員部総務課宛に提出するものとする。なお、当所職員は、これらの個人情報を利用してはならない。

(受入の諾否)

8. 当所では前項の申込みについて協議し、日程等を調整の上、提出後1か月以内に諾否を決定し、申込者に回答する。

(遵守事項等)

9. 次の各号に掲げる遵守事項等に従わなければならない。

- (1) この就業体験による労働に対して賃金、交通費等は支払われない。
- (2) 前項の決定後、受講資格に適合しないことが判明した場合は、決定を取り消すことがある。実習開始後でも同様とする。
- (3) 学生の故意過失により当所に損害を与えた場合は、当該学生及び在籍学校は連帯してその責を償うものとする。
- (4) 実習中の学生の事故、負傷及び疾病については、当所の過失がない限り、当所は責任を負わない。必要に応じての傷害保険への加入は学生の負担とする。

(その他)

10. この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。